## 障害福祉サービスに係る留意事項 (共通:指導事例)

和歌山県障害福祉課 施設福祉班



## 次第

- 1. 運営に関する基準
- 2. 設備に関する基準
- 3. 報酬算定に関する事項
- 4. その他



1. 〇〇に関する基準

各ページの構成

・ 基準省令の項目

・実地指導で確認した不適切事例

注意点や改善ポイント等





#### 個別支援計画の作成等

- ・個別支援計画が作成されていない。
- ・個別支援計画の見直しがされていない。

個別支援計画の作成にかかる一連の業務が適切に行われていない場合も個別 支援計画未作成減算の対象となり、給付費返還の対象となります。

個別支援計画の作成に際しては①利用者に面接してのアセスメント②アセスメント結果や利用者と家族の意向を踏まえた原案の策定③担当者を集めての作成会議の開催④原案の利用者又は家族への説明及び同意⑤作成後のモニタリング及び見直しが必要となります。

また、個別支援計画について

ア) 少なくとも6ヶ月に1回以上見直しが必要なサービス

(共同生活援助、療養介護、生活介護、就労継続支援、就労定着支援)

イ)少なくとも3ヶ月に1回以上見直しが必要なサービス(自立訓練、就労移行支援、自立生活援助)



#### 個別支援計画の作成等

・個別支援計画について、説明した日(同意した日)の記載漏れ、家族への説明及び同意の押印がない事例が見受けられた。

個別支援計画の作成については作成会議を行い内容が出来上がっていたとしても、個別支援計画について利用者又は家族への説明及び同意がなければ作成に係る一連の業務が完了したことにはなりません。



#### 勤務体制の確保等

・職場において性的な言動(セクシュアルハラスメント)又は優越的な関係を背景とした言動により従業者の就業環境が害されること(パワーハラスメント)を防止するための必要な措置(行動指針を定める等)を講じていなかった。

事業者はセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するためセクハラ・パワハラ防止指針等を定める等の措置を講じてください。(省令第68条第4号準用)



#### 勤務体制の確保等

- ・研修が計画的に実施されていない。
- ・研修の実施記録等が保存されていない。

従業者の資質向上を図るため研修機関が実施する研修や事業所内での研修を計画的に行ってください。また、研修を実施した際は参加者名簿・研修内容・資料等を保存してください。

<必ず実施する必要のある研修>

・人権擁護研修 ・身体拘束等の適正化のための研修 ・虐待の防止のための研修



#### 契約支給量の報告等

- ・利用者と利用に係る契約を新たに締結した際に、受給者証記載事項その他必要な事項を 市町村に対し、報告していなかった。
- 受給者証に契約内容が記載されていなかった。

利用者と利用に係る契約を新たに締結したときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し、遅滞なく報告してください。



#### 介護給付費の額に係る通知等

・利用者に対し、介護給付費を代理受領した際に介護給付費の額等を記載した通知をしていなかった。

法定代理受領により市町村からサービス提供に係る介護給付費の支給を受けた場合、利用者に対して当該利用者に係る介護給付費の額を通知すること。



#### 利用契約等

- ・利用契約書の契約期間が支給決定期間を超えて契約締結されていた。
- ・利用契約書の契約期間のスタートが支給決定よりも前になっていた。

利用契約を締結する際は支給決定期間内で契約を締結してください。



#### 秘密保持等

- ・従業者の利用者等に係る秘密保持について、誓約書により措置を講じていたが、一<mark>部の</mark> 従業者について誓約書を交わしていなかった。
- ・雇用契約書や就業規則等に退職後も含めた秘密保持についての記載がされていなかった。

従業者等は業務で知りえた秘密を退職後も保持する必要があることから、従業者等と雇用に係る取り決めをする際には、退職後も秘密保持の必要があるという内容を含め、必要な措置を講じてください。



#### 記録の整備

- ・5年間保存が必要な記録を破棄していた。
- ・契約書に記載の記録整備期間が「契約の終了後2年間」となっていた。

事業者は、従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する必要があります。 少なくとも以下の記録については5年間の保存が必要です。

- ・サービス提供に係る記録 ・個別支援計画 ・身体拘束等の記録
- ・苦情の内容等に係る記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- •市町村への通知に係る記録(基準第29条:契約内容報告書)



## 2. 設備に関する基準



## 2. 設備関連

#### 非常災害対策

- ・非常災害に必要な設備として自動火災報知機が設置されていなかった。
- カーテンが防火機能を持ったものではなかった。

事業者は「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」を設けなければならない。 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法のその他法令等に規 定された設備のこと。





#### 算定要件の変更

・加算算定要件となる従業者の変更について、変更届出が提出されていなかった。

人員の入れ替え等で加算算定要件に変更がある場合(例:福祉専門職員等配置加算) は、変更日から10日以内に「変更届出」及び「介護給付費等の請求に関する届出」どちら も提出してください。



#### 福祉•介護職員処遇改善加算

- ①キャリアパス要件 II について研修機会の提供は行っているが、計画の策定がなされていなかった。
- ②キャリアパス要件 I について書面で確認できなかった。
  - ①介護職員の職務の内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、<mark>資質向上のための具体的な計画を策定</mark>し、当該計画に沿って研修の機会の提供や資格取得のための支援の実施に取り組んでください。
  - ②明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知すること



#### 福祉•介護職員処遇改善加算

- ①キャリアパス要件皿の「資格等に応じて昇給する仕組み」が整備されていなかった。
- ②キャリアパス要件Ⅲの「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」について、 客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていなかった。
  - ①②ともに福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合、仕組みを整備しておく必要があります。

算定要件を満たしていない場合、給付費返還の対象となることがあるので注意してください。



# 4. その他



### 4. その他

#### 業務管理体制の届出(障害者総合支援法第51条の2、31 児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38)

- ・業務管理体制の届出が行われていなかった。
- ・法令遵守責任者について掲示している氏名と業務管理体制届出上の氏名が異なっていた。
- ・現行の届出が児童福祉法にかかる事業所の届出のみであり、障害者総合支援法に基づく 事業所の業務管理体制の届出が行われていなかった。
  - 新たに事業所の指定を受けた場合は業務管理体制の届出を行ってください。
  - ・事業所名、所在地名、法令遵守責任者等を変更した場合は業務管理体制の変更届出 を行ってください。



## 4. その他

#### 会計

- ・AサービスとBサービスを区分せず会計処理をしていた。
- ・就労支援事業会計処理をしていなかった。
  - ・会計については、サービス事業所ごとに経理区分の上、A事業とB事業を会計区分してください。
  - ・就労支援事業を実施する法人においては、就労支援事業会計処理基準に則った会計処理を行ってください。



障害福祉サービスに係る留意事項(共通:指導事例)は以上となります。

